

はじめに

2022年に決定された「昆明・モンテリオール生物多様性枠組」では、2030年までに生物多様性の損失を止め、回復軌道に乗せる「ネイチャーポジティブ」が掲げられている。我が国の「生物多様性国家戦略2023-2030」においても、ネイチャーポジティブの達成が中心に据えられている。国土交通省の政策においても、グリーンインフラの推進による「自然と共生する社会」を目指すとともに、道路分野では、「WISENET2050・政策集」の中で、生態系に配慮した道路整備の推進が掲げられている。道路事業においても、ネイチャーポジティブ実現に向けて、効果的・効率的な自然環境保全の取り組みが求められている。

我が国の道路事業における自然環境保全の取り組みは、主に環境影響評価を通じて実施されてきた。環境影響評価では、調査、予測の結果から、環境影響の程度に応じて科学的知見や類似事例を参考に環境保全措置（影響の回避・低減・代償）を実施する。これら環境保全措置については、これまでに動物、植物、生態系に関する環境保全のための取り組みが長年にわたって数多く実施されており、事例の蓄積が進んできた。また近年では、新たな生物調査技術の開発も進み、これらを活用した先進的な事例も見られつつある。さらに影響予測が困難であった事例や効果の不確実性が大きい事例についても、取り組みの実施後に一定の期間が経過し、長期的な効果検証が可能な事例も増えてきた。

一方、これらの取り組みについては、各道路事業者において有識者等の助言を受けながら個別に内容が検討されるという体制の独立性や、密猟や盗掘の観点から取り扱いの難しい希少な動植物の情報を含むという情報の秘匿性から、情報共有が進みにくい。そのため、各道路事業の現場において、環境保全措置を検討する際、参考となる科学的知見や類似事例が十分でない場合がある。

このような課題認識のもと、国土技術政策総合研究所では、道路事業の環境影響評価を進める上での参考資料として、2007年度に「道路環境影響評価の技術手法（別冊 事例集 動物、植物、生態系）」（国土技術政策総合研究所資料 第393-395号 別冊）を公表し、その後、2012年度、2015年度に更新を行ってきた。

本事例集は、2015年度の更新後に新たに収集・整理した情報や知見、確立された技術、全国の参考となる取り組み事例等についてまとめ、ネイチャーポジティブをはじめとする近年の世の中の潮流や国の施策を踏まえて全体を更新したものである。

なお、動植物の生態は、地域や個体差及びその年の気候等によっても左右される。そのため、道路事業において環境保全の取り組みを実施する際は、既存の事例と同様の環境保全措置等をそのまま実施するのではなく、事例を参考にしつつ、各現場に適した対策を検討することが必要である。